

議 事 内 容

| | |
|---------|---|
| 専務理事 | <p>皆様、ご着席ください。</p> <p>さて、本日の「第35回常設審議委員会」については、審議委員の総数19名に対し16名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、坂井会長よりご挨拶を申し上げます。</p> |
| 会 長 | <p>第35回常設審議委員会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。</p> <p>先月の懇親会では、多くの方々に御参加いただきましてありがとうございました。特に、代表世話人の佐佐木会長、共済連の大串様、様々な形でご高配をいただき誠にありがとうございました。また、高原会長さん、定松県議さんにもご出席いただきまして、初めて杯を交わす方もいらっしゃったかと思えます。本当に有意義なひとときとなりました。</p> <p>ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取について、農地法第4条・1件、第5条・9件となっています。</p> <p>どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。</p> |
| 専務理事 | <p>ありがとうございます。</p> <p>続いて、前回の審議案件の結果について農業会議事務局から報告いたします。</p> |
| 農業会議事務局 | <p>(前回の審議における議論(九州新幹線工事に伴う一時転用の取り扱い)について補足報告及び前回の審議案件の結果、質問に対する回答について報告。)</p> |
| 専務理事 | <p>それでは、審議に入りたいと思いますが、農業会議定款第45条の規定に基づき、議長を坂井会長にお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、只今から議事に入ります。</p> <p>議事録署名者として、鳥栖市・堤委員と白石町・川崎委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、農地法第4条及び5条の規定による意見聴取に入ります。</p> <p>一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局</p> |

及び農業会議事務局から、説明をお願いします。

まず、〇〇農業委員会分を農業会議事務局からお願いします。

農業会議事務局

〇〇農業委員会の提出案件ですが、農業会議に説明の要請がありましたので、事務局が説明いたします。

整理番号4-1、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。

議長

次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-1、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-2、〇〇申請の貸資材置場用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-3、〇〇〇〇申請の造成用土の一時置場用地への一時転用において、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要である場合は許可しうることから許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-4、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある

農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議 長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-5、〇〇〇〇申請の岩石採取場への転用において、申請地は西九州自動車道〇〇インターチェンジから概ね300m以内にあることから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

議 長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-6、〇〇〇〇申請のコンビニ、集合住宅、駐車場用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議 長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-7、〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用において、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域であることから第3種農地と判断され、許可相当と判断しております。

議 長 次に、〇〇農業委員会分を農業会議事務局からお願いします。

農業会議事務局 〇〇農業委員会の提出案件ですが、農業会議に説明の要請がありましたので、事務局が説明いたします。
整理番号5-8、〇〇〇〇申請の公共工事の施工用地への一時転用において、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域であることから第3種農地と判断されており、許可相当と判断されております。

議 長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

| | |
|---------|---|
| 〇〇農業委員会 | 〇〇農業委員会です。 整理番号5-9、〇〇〇〇申請の太陽光発電施設用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。 |
| 議 長 | 農地法第4条関係1件、第5条関係9件について説明がありました。 ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。 |
| 議 長 | はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 常設審議委員 | (意見・質問・異議なし) |
| 議 長 | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。 |
| 委 員 一 同 | (全員挙手) |
| 議 長 | 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。 |
| 議 長 | 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 〇 〇 委 員 | 中山間地で公共投資の対象となっていないので第2種農地と判断したと説明がありましたが、ここは中山間地には該当しないと思うので、「公共投資の対象となっていない農地」として判断された方が良いのではないですか。 |
| 〇〇農業委員会 | 確かに圃場整備等が行われていない農地ですが、農地の状況として、耕作者がかなり高齢になられて保全管理をされている状態なので、今回の転用に至ったと伺っています。 |
| 〇 〇 委 員 | 問題ないと思いますが、分かりました。 |

| | |
|---------|---|
| 議 長 | 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 〇〇委員 | 太陽光発電については、電力会社の都合で制約があると認識していますが、そういった手続きはどうなっていますか。 |
| 〇〇農業委員会 | それぞれの認可等は済んでおります。記載が漏れておりました。 |
| 〇〇委員 | ありがとうございます。 |
| 議 長 | 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 常設審議委員 | (意見・質問・異議なし) |
| 議 長 | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。 |
| 委員一同 | (全員挙手) |
| 議 長 | 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。 |
| 議 長 | 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の貸資材置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 〇〇委員 | この土地は機材、砂利の置き場と記載がありますが、周辺の道路あたりに埃などが溜まることが考えられますが。 |
| 〇〇農業委員会 | 地元自治会と十分に協議をされた上で計画をされており、土などが舞い上がる危険性はないと伺っております。併せて、市道に面しており、近くに小学校もありますので、安全対策はきちんとされると申請人からお伺いしております。 |
| 議 長 | 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 〇〇委員 | コンクリートとアスファルトのガラを置かれるということで、ここで処理をして他の場所で排出されるのでしょうか。 |
| 〇〇農業委員会 | この業者が市の上下水道関係の事業を請け負いをされておりまして、あくまでもここは一時置き場として伺っております。 |

| | |
|---------|---|
| 〇〇委員 | はい。 |
| 議長 | 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 常設審議委員 | (意見・質問・異議なし) |
| 議長 | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。 |
| 委員一同 | (全員挙手) |
| 議長 | 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。 |
| 議長 | 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の造成用土の一時置場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 〇〇委員 | 使用貸借ということですが、ここの条件は悪くない農地に見えますが、使用貸借となった理由は为什么呢。 |
| 〇〇農業委員会 | お寺が土地収用にかかるということで、お寺の檀家の方の農地ということで無償で貸借されております。 |
| 〇〇委員 | ありがとうございます。 |
| 議長 | 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 〇〇委員 | 一時転用ですので、その後の復旧たとえば暗渠などの排水対策については、ただ整地して返すのですか。 |
| 〇〇農業委員会 | 基本的には一時転用ですので、また土を除いて返すように考えております。 |
| 議長 | 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 常設審議委員 | (意見・質問・異議なし) |
| 議長 | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それ |

では、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の岩石採取場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 岩の採石には採石法の手続きが必要だと思いますが、その手続きはどのようなになっていますか。

〇〇農業委員会 県の採取計画の認可を受けておられます。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 西側に住宅がありますが、採石にあたって発破とかがあるかと思いますが、同意は取ってありますか。

〇〇農業委員会 確認はしておりませんが、想定はされてあると思います。今一度確認をしたいと思います。

- 〇〇委員 現地調査で社長と話をしたんですが、従業員の自宅ということで了解を得ております。
- 〇〇委員 分かりました。
もう一つですが、参考事項のその他に下水道協議済とありますが、下水道はどのように利用する予定ですか。
- 〇〇農業委員会 下水道協議は転用にかかる全ての案件において、下水道管理課協議書の提出が決められております。雨水だけである場合でも、雨水の排水、暗渠も下水施設となっていますので、雨水排水の確認として提出してもらおうようになっています。
- 〇〇委員 分かりました。
- 議長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 泥や粉じんが流れていく可能性があります、沈砂地の計画はどのようにされていますか。
- 〇〇農業委員会 沈砂地は、土地利用計画図の中ほど南に設けてあり、そこに溜めてオーバーフローしたものを外に出す計画です。
- 〇〇委員 分かりました。
それと、他の周辺住宅への防音や粉じん対策などの話し合いはされていますか。
- 〇〇農業委員会 恐らく認可を受けられるときに確認されていると思います。
- 〇〇委員 県では「佐賀県岩石採取計画認可事務等取扱要領」というルールが定められておまして、添付資料や審査内容など事細かく書かれておりました。
- 議長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)
- 議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委員一同 (全員挙手)

| | | |
|--------|---|---|
| 議 | 長 | 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。 |
| 議 | 長 | 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請のコンビニ、集合住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 常設審議委員 | | (意見・質問・異議なし) |
| 議 | 長 | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。 |
| 委員一同 | | (全員挙手) |
| 議 | 長 | 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。 |
| 議 | 長 | 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 常設審議委員 | | (意見・質問・異議なし) |
| 議 | 長 | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。 |
| 委員一同 | | (全員挙手) |
| 議 | 長 | 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。 |
| 議 | 長 | 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の公共工事の施工用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 常設審議委員 | | (意見・質問・異議なし) |
| 議 | 長 | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。 |

| | |
|---------|---|
| 委員一同 | (全員挙手) |
| 議長 | 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。 |
| 議長 | 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の太陽光発電施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 〇〇委員 | 山林を開発されてパネルを設置するということですが、山を削って土砂が奥の方から溜池へ流れ出すことが考えられますが。 |
| 〇〇農業委員会 | 傾斜の関係で流れ出すことはないと思いますが、雨水は自然流下とされておりますが、山林を開発されるということで、一応パネル設置に伴う被害が発生した場合は、責任を持って対応するという念書を頂いております。 |
| 〇〇委員 | はい。 |
| 議長 | 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 〇〇委員 | 参考事項の転用地の価格が10aあたり30千円とありますが、資金計画の土地代金は536千円で計算が合いませんが。 |
| 〇〇農業委員会 | 土地代金には取得される山林の価格も含まれております。 |
| 〇〇委員 | 全体で536千円ですね。分かりました。 |
| 議長 | 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 常設審議委員 | (意見・質問・異議なし) |
| 議長 | ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。 |
| 委員一同 | (全員挙手) |
| 議長 | 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。 |

- 議 長 以上、本日意見を求められた農地法第4条関係1件、第5条関係9件について、各市町農業委員会会長に、「異議なし」として回答いたします。
- 専務理事 農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
- 議 長 続きまして、次の項目に移ります。
「農地の利用権交換」について、事務局より説明をお願いします。
- 専務理事 農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
- 農業会議事務局 それでは、資料4について説明をさせていただきます。
(資料4について説明。)
- 議 長 このことについて、皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 利用増進法関係で個人的に賃貸借をされている分で、それをまた貸すと又貸しになり、農地法上おかしくなります。そういうことで農地中間管理機構の活用を推進していると思いますが、別の人に貸したくないという地権者もいると思います。そこをどのように取り扱えばいいですか。
- 農業会議事務局 そういう色々な課題があると思うので、その検討を始めていただきたいということです。理想的に書いていますが、現実的にはなかなか上手くいかない部分もあると思うので、今のような意見をいただいて検討していくということです。
- 〇〇委員 交換分合をしてなるべく地域内で効率良く農地を利用するという意味では、江北町は以前から担い手と話し合っ交換分合を行っている。
- 〇〇委員 江北町だけでなく、同時的に白石町、特に干拓地は出来ると思います。みやき町でも出来ると思います。まずは一つの市町をモ

| | |
|---------|---|
| | デル地区として、それに詰め寄って他の市町も取り組んでほしいです。 |
| ○ ○ 委員 | やはりモデル地区を作らないと先に進まないというのがあって、恐らく中間管理事業の制度でモデル地区を作って横展開をなささいという意味だと思います。 |
| 農業会議事務局 | 江北町だけであるというわけではなく、江北町でも出来るから、それぞれの市町でも頑張ってもらえませんかという意味で、横展開を図ろうとするものであります。 |
| 議長 | 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| 常設審議委員 | (意見・質問等なし) |
| 議長 | 続きまして、第36回常設審議委員会の議案について、事務局より説明をお願いします。 |
| 農業会議事務局 | それでは、資料5について説明をさせていただきます。 (資料5について説明。) |
| 議長 | このことについて、皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。 |
| ○ ○ 委員 | 非農地判断のB分類の中で全く農地になっていない農地を、農林課と農業委員会が一緒になって、長が良しとしたら非農地証明を出してしまおうという話を相当してきている。しかし、税制と関係してなかなか話が進まない。本来は行政としてそれをするべきだと思っています。 |
| 農業会議事務局 | 非農地判断について、以前は農業委員会総会の議決が必要でしたが、昨年からは農業委員会会長の専決事項でも出来るようになっていきます。非農地判断をして、それを所有者に通知して、そのあと登記の地目変更するのは所有者だろうと思います。 この非農地判断につきましては、土地改良区の関係や税制、それぞれの市町によって調整にご苦労いただいていると聞いています。是非、来月はこのような時間をとらせていただきたいと思います。 |
| 議長 | 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。 |

| | |
|---------|--|
| 常設審議委員 | (意見・質問等なし) |
| 議長 | ありがとうございます。それでは、次回の常設審議委員会では、「遊休農地の発生防止・解消に向けた取組」を議題として、鹿島市農業委員会の中尾会長に出席を要請させていただきます。 それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。 |
| 専務理事 | ありがとうございました。 最後に、その他の項目に移ります。 |
| 農業会議事務局 | (資料6～7について説明。) |
| 専務理事 | 以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。 なお、次回は3月15日となっておりますのでご予定をお願いします。 お疲れさまでした。 |

14時50分